

入院診療計画、院内感染防止対策、 医療安全管理体制、褥瘡対策、 栄養管理体制、意志決定支援及び 身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。